

別紙 1 2 修了証明書再交付の取扱い (要領第 6 の 5)

1 氏名変更の取扱い

氏名の変更による再交付は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

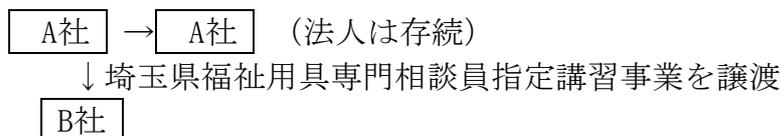
ただし、事業者の判断により、交付済みの証明書に変更後の氏名を追記することは差し支えない。その際は、追記した年月日を記載するほか、追記した箇所に法人の代表者印を押印して証明すること。

なお、氏名を変更した者から紛失による再交付の依頼があった場合は、修了時点の氏名(変更前の氏名)により再交付するものとする。

2 法人が事業譲渡、又は合併する場合の取扱い

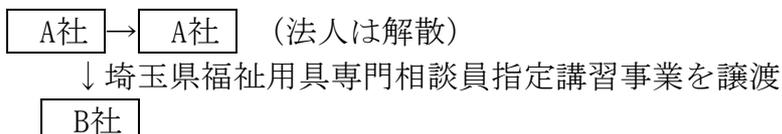
法人が事業譲渡、又は合併する場合の修了証明書の再発行事務に関する取扱いについては、下記のとおり行うこと。

① 埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業を他社へ譲渡する場合



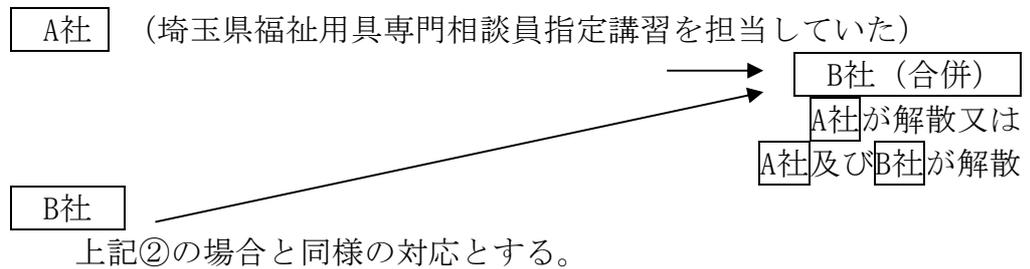
名簿をB社に引き継ぎ、修了証の再発行はB社名で行うこと。  
(再発行修了証には、研修修了証を発行した当時の事業所名(A社名)を明記すること。)

② 埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業を他社へ譲渡し、法人が解散する場合

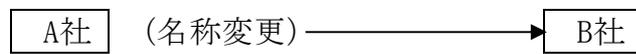


A社は様式 1 3 「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習 法人等解散・清算・休止届」を知事へ提出するとともに、名簿についてはB社に引き継ぎ、修了証の再発行はB社名で行うこと。  
(再発行修了証には、研修修了証を発行した当時の事業所名(A社名)を明記すること。)

③ 合併により事業者が解散する場合



④ 事業者名が変更になる場合



A社は様式9の「埼玉県福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届」を知事へ提出する。修了証の再発行はB社名で行うが、研修修了証を発行した当時の事業所名 (A社名) を明記すること。